



第 77 号

増田 朋記
KCCN 事務局
弁護士

販売預託商法を原則禁止へ

「販売預託商法」というものをご存じでしょうか。

商品を販売すると同時にそれを預かり、第三者に貸し出すなどして、運用して得られた利益を、後で購入者に還元すると告げて高額な商品を消費者に購入させる商法です。

このような商法では、高額な購入代金を払うにもかかわらず、購入と同時に商品を預けてしまう形となり、実質的には商品の購入というよりも、消費者が「第三者への商品のレンタル事業」に対し出資をし、当該事業の収益からの配当を受領するという投資契約としての側面を持つこととなります。

そして、消費者は購入した商品を確認することができず、その運用の実態も把握できないため、実際には事業者が販売する商品自体を保有しておらず、運用の実態が全く存在しないケースであっても気づくことができないという大きなリスクがあります。

ところが、事業者によって、高い利率による利益配当や、元本保証をうたった勧誘が行われるため、多くの消費者それを信じて契約してしまうのです。

こうした商法では契約当初には実際に利益配当が行われることがありますが、それは商品の運用益からの配当などではなく、他の契約者の購入代金が原資となり、いわば自転車操業での破綻必至のスキームとなっているため、いずれ配当が止まり、支払った高額の代金は戻ってこないこととなります。

販売預託商法による被害は、古くは金地金を扱った豊田商事事件が有名ですが、昨今も和牛を扱う安愚楽牧場や磁気治療器を扱ったジャパンライフなど、同種の大規模被害が相次ぐこととなっていました。

ジャパンライフについては本稿執筆直前に代表者が逮捕されることとなり、警察による実態解明が進められることとなりましたが、その被害総額は2000億円を超えられているとされています。

販売預託商法については、豊田商事事件を契機として、預託法(特定商品等の預託等取引契約に関する法律)という法律が制定され、その規制を受けることとなっています。

(次頁に続く)

しかし、この預託法による規制は政令で指定された商品に関するものしか及ばず、また、金融商品取引法のような参入規制(登録制等)も導入されていませんでした。このために、同法の制定後も、上記のとおりジャパンライフ事件などの同種被害の発生を防ぐことができなかったのです。

こうした状況の中で、消費者庁においては、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が設置され、2020年2月から8月にかけての審議の結果、「販売預託商法」について、原則禁止とされる方向が示されることとなりました。

すなわち、同検討委員会報告書(2020年8月19日)には、「販売を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値(反価値、“Unwert”)であると捉えるのが相当であることから、預託法において、原則禁止とすべきである。その前提で禁止の対象となる範囲の明確化等を実務的に検討すべきである。当該禁止に違反する事業者に対し、十分な抑止力を持った法定刑を設けるとともに、締結された契約については民事上無効とすることが必要である。」と明確に記されています。

具体的な法整備はこれからとなりますが、是非実効性のある規制で、同じような被害が繰り返されないようにしてほしいと思います。

今後は、パブリックコメント等、法整備についての意見を述べる機会も出てくるかと思えますので、その際には会員の皆様からも、規制の実質化に向けて、是非積極的な意見表明をいただければと思います。

(2020年9月)